６．法学研究科

Ⅰ　法学研究科の教育目的と特徴　・・・・・・・・・・　６－２
Ⅱ　分析項目ごとの水準の判断　・・・・・・・・・・・・　６－３
　分析項目Ⅰ　教育の実施体制　・・・・・・・・・・・　６－３
　分析項目Ⅱ　教育内容　・・・・・・・・・・・・・・・　６－７
　分析項目Ⅲ　教育方法　・・・・・・・・・・・・・・・　６－11
　分析項目Ⅳ　学業の成果　・・・・・・・・・・・・・・　６－19
　分析項目Ⅴ　進路・就職の状況　・・・・・・・・・・　６－24
Ⅲ　質の向上度の判断　・・・・・・・・・・・・・・・・・　６－28

Ⅰ　法学研究科の教育目的と特徴

1　教育目的

法学研究科は、法と政策に関する教育を高度化し、幅広い知識及び高い理念をもって現代社会に生起する法的政策的諸課題を解決しうる専門的能力を有する人材を育成することを教育目的としている。この教育目的を達成するため、法と政策に関する高度の専門的知識をもって公共政策を担う高度専門職業人の養成、社会人のキャリアアップ教育、法曹以外の法律実務家の養成や博士後期課程進学希望者への指導を積極的に行うことを基本方針として教育活動を行っている。

2　教育改革の特徴

本研究科は、①社会の問題に深く鋭い関心をもち、法的、政策的に解決すべき課題をもっている人、②他者の意見に耳を傾け、自己の意見を説得的に伝え、また論理化・文章化できる人、③外国語の能力を活かして、広い視野から問題を考察できる人、④持続的な強い探求心・向上心をもち、自己の知識のリフレッシュ、問題解決の理論化を求めている人、というアドミッション・ポリシーのもと、学部卒業生や社会人の入学者を受け入れている。

入学者は、高度専門職業人の養成を目指す専門職コース、博士後期課程への進学を目指す研究者コース、キャリアアップを目指す社会人キャリアアップコースのいずれかに所属し、系統的な科目履修のもとで研究指導を受ける。

本研究科の修了要件は、特別研究８単位を含む 30 単位の取得と、修士論文については、問題意識の明確性、論証過程の説得性、研究成果の独創性、表現・引用の適切性等を総合的に評価することを基本方針として、修士（法学、公共政策学、学術）の学位を授与している。修了生は、公務員、民間企業への就職、博士後期課程への進学及び税理士などの法律系専門職の進路をとっている。

本研究科は、社会のニーズに対応した柔軟な教育プログラムを編成するため、平成 20 年４月開設の社会文化科学研究科博士前期課程において「公共政策学専攻（公共政策専門職コース、政策研究コース）」、「法学専攻（法律系専門職コース、法学研究コース）」及び融合領域としての「現代社会人間学専攻（交渉紛争解決・組織経営専門職コース、東アジア・ビジネス・コミュニケーション専門職コース）に再編され、明確な人材養成目的と体系的カリキュラムを有する教育プログラムの編成に取り組んでいる。

［想定する関係者とその期待］

以上の目的・特徴等に照らして、法学研究科では、学部からの進学者、社会人及び地域社会を関係者として想定して、学部からの進学者に対して高度専門職や企業法務担当者、隣接法律専門職及び研究者という将来の進路希望を達成できる教育プログラムを、また、社会人に対しては法曹以外の法律実務家やキャリアアップを目指す進学者を想定した教育プログラムを編成して、法と政策に関する教育を高度化し、幅広い知識と高い理念をもって現代社会に生起する法的政策的諸課題を解決しうる専門的能力をもった人材の育成と地域社会への貢献が期待されている。

Ⅱ　分析項目ごとの水準の判断

分析項目Ⅰ　教育の実施体制

(１)観点ごとの分析

観点　基本的組織の編成

(観点に係る状況)

法学研究科は、平成16年度の法科大学院の設置により16人の専任教員が法科大学院に移籍したことに伴って、これまでの「法学」「公共政策」２専攻から「法学公共政策学」１専攻とし、法と政策に関する教育を高度化し、幅広い知識及び高い理念をもって現代社会に生起する法的政策的諸課題を解決しうる専門的能力を有する人材を育成することを教育目的に掲げ、１学年定員を36人から24（３）人とし（収容定員45（３）人：括弧書きの数字は、標準修業年限を１年とする入学定員で内数)、それに対応した専任教員及び学内兼担教員を配置しており、大学院設置基準を十分に満たしたものとなっている。(資料１－１－A、B)

平成20年４月からは、本研究科と文学研究科及び社会文化科学研究科を再編統合し、新たな社会文化科学研究科として、社会のニーズに対応した柔軟な教育プログラムを編成した。同博士前期課程において「公共政策学専攻（公共政策専門職コース・政策研究コース)」、「法学専攻（法律系専門職コース・法学研究コース)」及び融合領域としての「現代社会人間学専攻（交渉紛争解決・組織経営専門職コース、東アジア・ビジネス・コミュニケーション専門職コース)」を設置し、これらの専攻及びコースの教育を旧法学研究科の専任教員が担うこととし、教育の質の向上を目指した実施体制をとっている。(資料１－１－C)

資料１－１－A　研究科の学生定員及び現員

（出典：全学保有データ及び教務企画保有データを基に作成）

専攻	平成16年			平成17年			平成18年			平成19年		
	収容定員	収容数	定員充足率	収容定員	収容数	定員充足率	収容定員	収容数	定員充足率	収容定員	収容数	定員充足率
法学公共政策学専攻	24 (3)	29	121%	45 (3)	50	111%	45 (3)	47	104%	45 (3)	43	96%
旧法学専攻	19	21	111%		12	－		4	－		1	－
旧公共政策専攻	11	25	227%		7	－		1	－		0	－

※括弧書きの数字は、標準修業年限を１年とする入学定員で内数

資料１－１－B　専任教員及び学内兼担教員等の配置状況（平成19年５月１日現在）

（出典：法学部定数現員表及び教務企画係保有データを基に作成）

課程区分	専攻	研究指導教員数(人)	研究指導補助教員数(人)	設置基準上の必要研究指導教員数	
				研究指導教員(人)	研究指導補助教員(人)
修士課程	法学公共政策学専攻	43	0	5	5
研究指導教員 専任教員：教授17人・准教授10人　学内兼担教員：教授12人・准教授4人 非常勤講師：5人					

資料１－１－C　社会文化科学研究科の教員配置（旧法学研究科教員）
（出典：総務保有データを基に作成）

公共政策学専攻	8 人
法学専攻	20 人
現代社会人間学専攻	3 人

観点　教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制

(観点に係る状況)

法学研究科は、教育目的を達成するため、大学院委員会と法学部教務学生委員会及び FD 委員会が主体となって、全学委員会と協力して教育方法、教育内容の改善に取り組んでおり、全学で推進される取組や研究科内の取組については研究科委員会で報告し周知を図り、改善を実施する体制をとっている（資料１－２－A)。

また、研究科内での FD 活動については、大学院委員会と法学部 FD 委員会が協力して原案を作成し、研究科委員会での審議を経て実施している。法学研究科の授業は大半が少人数の受講生による演習形態であるため、教育方法、教育内容に関する改善の意見は直接学生から授業担当教員に伝えられ、その都度授業担当教員による改善の取組が図られており、具体的には指導計画の明確化、教育の実質化、評価基準の明確化などの改善が行われている（資料１－２－B、C)。

資料　１－２－A　教育の改善に向けて取り組む体制
（出典：法学研究科の活動状況を基に作成）

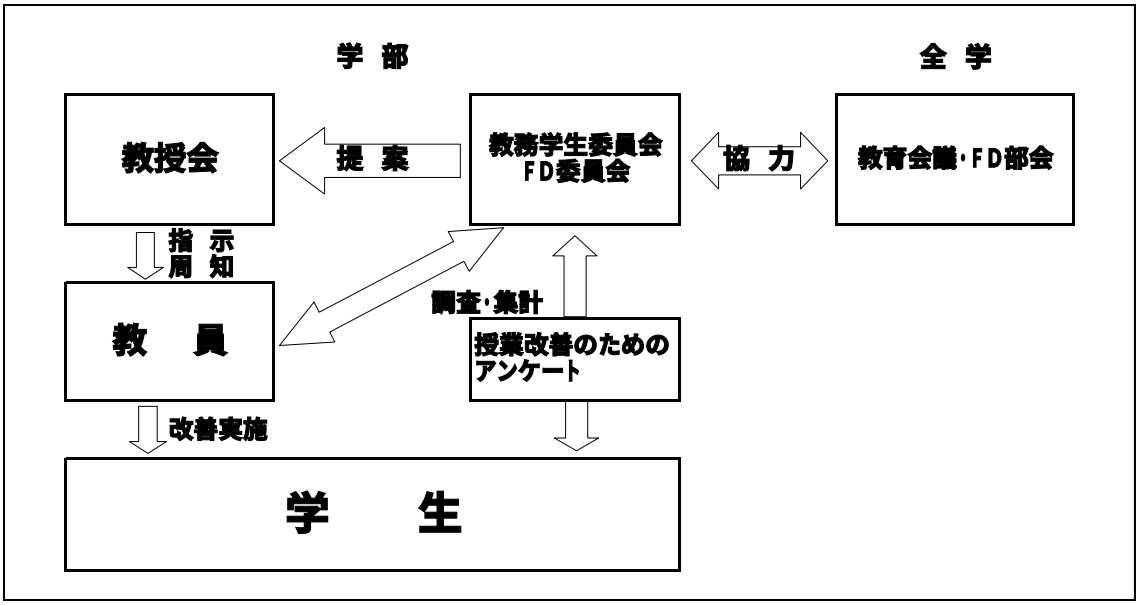

資料１－２－B　教育方法･教育内容の改善に向けた全学的取組とそれに基づく改善の状況
（出典：全学保有データ及び大学院委員会保有データを基に作成）

教育上の課題を扱う体制	大学院委員会及び学部 FD 委員会が、全学委員会（熊本大学教育会議及び同 FD 専門委員会）と協力して改善の取組を進めている。 また、大学院委員会は FD 活動の予定を作成し研究会委員会で周知を行い、改善を実施する体制をとっている。
改善の主な取組	①　特色 GP「IT 環境を用いた自立学習支援システム」（平成 15～18 年度）の推進 ②　特色 GP「学習と社会に扉を開く全学共通情報教育」（平成 16～19 年度）の推進 ③　「教育方法改善ハンドブック（Kumamoto University Teaching On-line)」による PBL 及び LTD の活用 ④　大学院委員会による FD 活動の推進
改善の状況	①　学内 LAN、無線 LAN、学務情報システム（SOSEKI)、遠隔学習支援・指導システム（WebCT）等を活用する自立学習支援体制が構築できた。 ②　大学院における教育研究活動のみならず、大学院修了後のネットワーク社会において活躍することができるように、情報教育の改善・向上が図られた。 ③　PBL の推進により判例研究及び事例研究などの問題・課題解決型の授業が展開され、また、LTD の推進により受講者及び教員との間の双方的・多方向的授業が展開された。 ④　大学院委員会の FD 活動により、論文指導計画の具体化、大学院教育の実質化及び修士論文等の評価基準の明確化が推進された。

資料１－２－C　研究科における改善状況
（出典：大学院委員会作成資料及び法学研究科学位細則から抜粋）

修士論文指導計画の明確化	
１年次 【前学期】 【後学期】	新任教員に対するガイダンス（論文指導スケジュール・論文審査時の基準等の周知） 研究計画の作成 第１回　研究進捗状況報告会（夏期休暇前） 第２回　研究進捗状況報告会（秋季） タームペーパーの提出（研究計画の具体化：年度末）
２年次 【前学期】 【後学期】	修士論文構想発表会（春季） 第１回　修士論文中間報告会（夏期休暇） 修士論文題目の提出（10 月） 第２回　修士論文中間報告会（秋季） 修士論文の提出（１月 10 日）
大学院教育の実質化	
PBL・LHD を活用した授業の推進	PBL：判例研究や事例研究を主体として、課題発見・調査分析・原因探求・解決策の提示といった一連の流れを想定した授業を展開した。 LHD：判例研究及び事例研究をする上で、報告者を決め、報告に対して受講生及び教員が双方的・多方向的に議論する授業を展開した。
修士論文等の評価基準の明確化	
法学研究科学位細則	（修士論文等の評価基準） 第４条の２　修士論文等の評価は、問題意識の明確性、論証課程の説得性、研究成果の独創性、表現・引用の適切性等を総合して行う。

(２)分析項目の水準及びその判断理由

(水準)　期待される水準を上回る

(判断理由)

大学院教育の実施体制としては､法科大学院の設置に伴って 16 人の専任教員が法科大学院に移籍したが、２専攻から１専攻への変更及び学生定員の削減などの方策をとり、専任教員及び学内兼担教員合わせて 43 人を研究指導教員として配置する体制をとっており､大学院設置基準上の必要研究指導教員数を大きく上回っている。また、大学院進学者の数が減少傾向にあったが､平成 20 年度から社会文化科学研究科前期課程として編成し直したことにより、旧法学研究科系の専攻・コースにおいては前年度に比べて入学者も増加している。

教育内容、教育方法の改善に向けた取組については、大学院委員会及び法学部教務学生委員会及び FD 委員会が協力して全学が進める改善の取組を取り入れ、かつ研究科独自の FD 活動も行われており、必要な改善が図られていることから、関係者の期待を上回ると判断される。

分析項目Ⅱ　教育内容
(１)観点ごとの分析

観点　教育課程の編成

(観点に係る状況)

平成16年度の法科大学院の設置に伴い、従来の法学専攻と公共政策専攻の２専攻から法学公共政策学専攻の１専攻とし、高度な公共政策の担い手や法曹以外の法律実務家を養成する「専門職コース」、博士後期課程進学希望者を教育指導する「研究者コース」、公的機関や民間企業の現職者及び法曹以外の法律実務家のキャリアアップ・リフレッシュ教育を目的とする「社会人キャリアアップコース」という人材養成目的に沿った３コースによる教育課程を編成している（資料２－１－A)。また、法曹養成は法科大学院に特化されたことから、実定法系科目の演習は減らしたが必要な科目については法律実務演習として開講し、充実を図っている（資料２－１－B)。

さらに、平成20年度開設の社会文化科学研究科前期課程においては、社会のニーズに対応した明確な人材養成目的と体系的カリキュラムを有する教育プログラムの編成など、質の向上に向けた教育課程の編成に取り組んでいる（資料２－１－C)。

資料２－１－A　教育課程の編成（出典：平成19年度学生便覧を基に作成）

コース	教育目的
専門職コース	高度な公共政策の企画・立案能力をもつ自治体職員・シンクタンク研究員、高度な能力を備えかつ広い視野をもった法律実務家・準法律実務家など、高度専門職業人への社会的必要性に応えて、より高度化されかつ総合化された教育を行う。
研究者コース	博士後期課程に進学して研究者を志望する者、また特定分野について専門的な能力の修得を希望する者等を対象とし、英語等外国語を重視したカリキュラムによる教育及びプロジェクト研究への参加など実践的指導を行う。
社会人キャリアアップコース	社会人のキャリアアップ及びリフレッシュ教育の需要に応えるため、社会人向けに昼夜開講生、特別科目の設定など教育上の配慮に加えて、新たな再学習支援機能の強化を行う。 標準（２年）コースと１年在学コースを設定

資料２－１－B　平成 19 年度授業科目及び単位数（出典：平成 19 年度学生便覧から抜粋）

専攻科目	授業科目	単位数	専攻科目	授業科目	単位数
法哲学	法哲学Ⅰ	2	公共政策論	公共政策原論	2
	法哲学Ⅱ	2		政策評価論	2
法社会学	法社会学	2		政策分析の基礎	2
日本法制史	日本法政史	2		自治体経営論	2
西洋法制史	西洋法制史	2	政治過程論	政治過程論	2
外国法	外国法	2	現代行政論	現代行政論	2
社会文化論	ﾖｰﾛｯﾊﾟ社会文化論Ⅰ	2	政治原論	公共社会論	2
	ﾖｰﾛｯﾊﾟ社会文化論Ⅱ	2		現代政治思想論演習	2
	英米社会文化論	2	西洋政治思想史	政治思想史	2
憲法	憲法論Ⅰ	2		近代政治思想論演習	2
	憲法論Ⅱ	2	日本政治史	日本政治外交史	2
民法	民法論Ⅰ	2		日本政治外交史演習	2
	民法論Ⅱ	2		国際関係論	2
	民法論Ⅲ	2	経済政策	経済政策論	2
商法	企業法論Ⅰ	2		国際援助政策論	2
	企業法論Ⅱ	2	公共経済論	公共経済論	2
民事訴訟法	民事訴訟法論Ⅰ	2		公共経済政策演習	2
	民事訴訟法論Ⅱ	2	環境経済論	国民経済計算論	2
国際私法	国際私法論	2		環境経済分析演習	2
	知的財産論	2	地域経済論	地域経済論	2
刑法	刑法論	2		地域経済分析演習	2
刑事訴訟法	刑事訴訟法論	2	地域政策論	地域政策論	2
行政法	行政法論Ⅰ	2		社会調査実習	2
	行政法論Ⅱ	2	共通科目	研究基礎指導	2
租税法	租税法論	2		日本法要論	2
地方自治法	地方自治法論	2		法律実務演習	2
労働法	労使関係法	2		公共政策実務演習	2
社会保障法	社会保障法論	2		特殊講義	2
経済法	経済法論	2		ｲﾝﾀｰﾝｼｯﾌﾟ科目	2
国際法	国際法論Ⅰ	2		特別研究	8
	国際法論Ⅱ	2			

資料２－１－C　平成 20 年度開設社会文化科学研究科の教育課程（旧法学研究科関係）
（出典：平成 20 年度社会文化科学研究科学生便覧を基に作成）

社会文化科学研究科博士前期課程	
公共政策学専攻	公共政策専門職コース 政策研究コース
法学専攻	法律系専門職コース 法学研究コース
現代社会人間学専攻	交渉紛争解決・組織経営専門職コース 東アジア・ビジネス・コミュニケーション専門職コース

観点　学生や社会からの要請への対応

(観点に係る状況)

本研究科では、学部からの進学者に限らず社会人や留学生の受入を推進し（資料２－２－A)、社会からの要請に応えて平成 13 年度から短期で修士の学位を取得できる「１年在学コース」を設け、学位取得を目指す社会人への便宜を図っている。また、勤務を続けながら大学院で学びたいと望む社会人の要請に応えるため、夜間開講として６時限目（18：00～19：30)、７時限目（19：40～21：10）の時間帯に授業を行っており、主に「社会人キャリアアップコース」に在籍している学生に対応している（資料２－２－B)。

また、民間企業への就職や公務員を目指す学生のために専門職コースを設け、学生の進路選択に資するように法学部と共同でインターンシップを実施しており、優秀な成績を得ている（資料２－２－C、D)。さらに、補完的学習のために学部開講科目の履修（資料２－２－E)、研究生及び科目等履修生の受入も行っている（資料２－２－F)。このように、学生や社会からの多様なニーズに対応した取組を推進している。

資料２－２－A　社会人・留学生・一般学生の受入状況
（出典：全学保有データ及び教務企画保有データを基に作成）

区　分		入学年度			
		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
社会人	１年在学コース	0	2	1	2
	標準(2 年)コース	6	2	6	3
留学生		7	3	2	0
一般（社会人・留学生以外）		16	16	12	13
入学者数（合計）		29	23	21	18

資料２－２－B　夜間開講科目数（前期・後期合計）
（出典：教務企画保有データを基に作成）

平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
28 科目	22 科目	21 科目	29 科目

資料２－２－C　法学研究科インターンシップ実施状況
（出典：教務企画保有データを基に作成）

実　習　先	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
熊本市役所	1	0	0	0
日本郵政公社九州支社	1	0	0	0
ＲＫＫ熊本放送	0	0	1	0
肥後銀行	1	0	0	0
熊本県司法書士会	0	1	0	4
熊本県弁護士会	3	4	0	1
計	6	5	1	5

資料２－２－D　法学研究科インターンシップ成績状況
（出典：教務企画保有データを基に作成）

成　績	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
特に優れている	4	3	1	4
優れている	2	2	0	0
普　通	0	0	0	1
計	6	5	1	5

資料２－２－E　学部開講科目の履修状況
（出典：教務企画保有データを基に作成）

年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
履修者数	4	7	3	4

資料２－２－F　科目等履修生等の在学状況（各年度５月１日現在）
（出典：教務企画保有データを基に作成）

種類	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
研究生	1(0)	2(0)	1(0)	4(4)
科目等履修生	2(0)	1(0)	0(0)	0(0)
合　計	3(0)	3(0)	1(0)	4(4)

※（　）は留学生数で内数。

(２)分析項目の水準及びその判断理由

(水準)　期待される水準を上回る
(判断理由)

本研究科の教育目的に沿って、高度な公共政策の担い手や法曹以外の法律実務家を養成する「専門職コース」、博士後期課程進学希望者を教育指導する「研究者コース」、公的機関や民間企業の現職者及び法曹以外の法律実務家のキャリアアップ・リフレッシュ教育を目的とする「社会人キャリアアップコース」の３コースから成る教育課程を編成し、多様な入学者の学習目的に対応した法学と公共政策学に関する科目をバランス良く配置している。

学生や社会からの要請に対しては、一般学生のほかに社会人や留学生を積極的に受け入れ、特に社会人のニーズに対応するため１年在学コースを設置し、夜間開講科目を積極的に開講している。また、法学部と共同でインターンシップを実施し優秀な評価を得ている。さらに研究生や科目等履修も受け入れており、これらの取組は、学生や社会の多様なニーズに対応するものであり、関係者の期待を上回るものと判断される。

分析項目III　教育方法
(１)観点ごとの分析

観点　授業形態の組合せと学習指導法の工夫

(観点に係る状況)

本研究科では、特別研究（修士論文指導）を除いて、科目の性質や教員の指導法に対応して講義、講義と演習、演習という授業形態で開講しており、各授業形態に応じてその多くを専任教員が担当している（資料３－１－A)。学生の受講希望に適うよう多くの開講科目を設けるとともに､平成 15 年度入学者の履修に配慮した科目を開講し卒業要件単位の取得に支障を生じない工夫を行い、体系的な履修の実現と各科目の受講者数の配分が図られている（資料３－１－B)。

毎年、入科式終了後のガイダンスにおいて、大学院委員会が履修に関する全体的な説明を行い、さらに指導教員が個別に履修指導を行って、学生が履修届を提出する際には指導教員の署名押印を要件として体系的な履修を推進している（資料３－１－C)。いずれの科目においても理論と実務の架橋を念頭に判例研究や事例研究を多く取り入れ、問題基盤型・課題解決型、双方向的・多方向的授業の展開を推進する学習指導法をとっている。

資料３－１－A　授業形態別開講数（出典：平成 19 年度授業計画書を基に作成）

授業形態	開講科目数	専任教員担当科目数
講義	5	3
演習	54	35
講義と演習	10	6
合　計	69	44

※特別研究（修士論文指導）を除く。

資料３－１－B　開設科目別履修登録者数（出典：教務企画保有データを基に作成）

（１）平成 15 年度以前入学者（平成１６年度履修登録者数）

法学専攻	
授業科目	登録者数
法哲学	4
法哲学演習	3
ヨーロッパ社会文化論	1
英米社会文化論	1
憲法論	1
憲法論演習	1
民法担保法論	2
民事訴訟法論	1
刑事訴訟法論	2
刑事紛争処理手続論	3
現代民法論	2
現代民法論演習	1
法律実務演習(地方自治法)	1
知的財産権論	1
企業決済法論	2
企業決済法論演習	2
国際民事訴訟法論	1
国際取引紛争処理論	1
国際私法演習	1

公共政策専攻	
授業科目	登録者数
政治思想史	2
近代政治思想論演習	3
公共社会論	1
現代政治思想論演習	2
憲法政策論	6
憲法政策論演習	4
刑事司法分析	1
刑事司法分析演習	2
法社会学	3
法社会学演習	4
現代行政論	2
地域開発論	2
社会市場論演習	1
地域政策論	7
社会調査実習	2
行政過程論	2
行政過程論演習	1
現代国際法政策論	2
国際人権法論演習	2

現代刑法論	3
現代刑法論演習	4

国際紛争処理論	2
国際紛争処理論演習	2
労使関係法論演習	1
社会保障法論	1
経済法論	1
公共経済論	1
公共経済政策演習	1
租税法特論	4
租税法特論演習	4
公共政策演習Ⅰ（国際法）	2
（研究科共通）	
特別研究	46

（２）平成 16 年度以降入学者（平成 16 年度改組に伴うカリキュラムの改訂後の開設科目履修登録者数）

専攻科目	授業科目名	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
法哲学	法哲学Ⅰ	3	2	3	5
	法哲学Ⅱ	0	14	0	0
法社会学	法社会学	8	3	11	9
日本法制史	日本紛争法史論	0	6	1	0
西洋法制史	ヨーロッパ紛争法史論	1	0		
	西洋法制史			2	2
外国法	外国法	4	0	1	2
社会文化論	ヨーロッパ社会文化論Ⅰ	0	4	0	0
	ヨーロッパ社会文化論Ⅱ	1	2	0	0
	英米社会文化論	6	10	0	1
憲法	憲法論	6	10	1	0
	憲法論Ⅰ		1	11	13
	憲法論Ⅱ		4	1	0
民法	民法論Ⅰ	5	3	4	0
	民法論Ⅱ	3	2	4	0
	民法論Ⅲ	0	0	3	4
商法	企業法論Ⅰ	5	5	1	12
	企業法論Ⅱ	4	3	1	2
民事訴訟法	民事訴訟法論Ⅰ	3	1	1	1
	民事訴訟法論Ⅱ	2	0	0	2
国際私法	国際私法論	4	1	1	0
	知的財産権論	0	0	0	2
刑法	刑法論	4	4	5	7
刑事訴訟法	刑事訴訟法論	1	2	2	7
行政法	行政法論Ⅰ	8	10	13	15
	行政法論Ⅱ	1	2	5	2
租税法	租税法論	5	11	10	18
地方自治法	地方自治法論	5	4	3	7
労働法	労使関係法論	0	0	0	3
社会保障法	社会保障法論	4	6	5	5
経済法	経済法論	7	1	8	11
国際法	国際法論Ⅰ	3	5	4	1

	国際法論Ⅱ	3	7	6	1
公共政策論	公共政策原論	1	0	1	0
	政策評価論	1	0	2	0
	政策分析の基礎				1
	自治体経営論				1
政治過程論	政治過程論	4	6	9	17
現代行政論	現代行政論	3	5	4	15
政治原論	公共社会論	1	2	4	6
	現代政治思想論演習	2	2	4	4
西洋政治思想史	政治思想史	1	4	3	3
	近代政治思想論演習	1	2	3	2
日本政治史	日本政治外交史	2	3	1	4
	日本政治外交史演習	3	3	2	5
	国際関係論	4	5	1	1
経済政策	経済政策論	9	8	5	2
	国際援助政策論	8	7	6	4
公共経済論	公共経済論	0	1	0	1
	公共経済政策演習	0	0	1	0
環境経済論	環境経済分析演習	0	0	2	0
地域経済論	地域経済論	8	9	2	4
	地域経済分析演習	9	7	3	3
地域経営論	地域開発論	19	11	13	
	社会市場論	14	10	12	
地域政策論	地域政策論	7	9	9	9
	社会調査実習	7	5	4	4
共通科目	日本法要論	2	2	0	0
	法律実務演習（８科目）	56	39	38	48
	公共政策実務演習（２科目）	10	19	15	14
	特殊講義	12	12	7	8
	インターンシップ科目	6	5	1	5
	特別研究	0	36	21	22

資料３－１－C　履修指導（出典：平成 19 年度学生便覧から抜粋）

組織的な履修指導
大学院委員会が主体となって、毎年の入科式終了後のガイダンスにおいて、学生便覧に基づき、「修了要件」「履修方法」「昼夜開講制」「履修モデル」「履修科目の届出」「法学部所蔵図書資料の利用」「法学部書庫の夜間利用」「院生研究室の利用」「院生演習室の利用」等について、説明を行う。
個別履修指導
学生が履修届書を提出するに際しては、指導教員が系統的な履修になっているか否かを確認し、指導教員の署名押印のある履修届出書を提出することになっている。

観点　主体的な学習を促す取組

(観点に係る状況)

学生の主体的な学習を促す取組として、綿密な履修指導のほかに、シラバスに授業目標、授業内容、評価方法、オフィスアワー、事前指導及び事後指導の項目を記載し、学生が各科目について学習計画を立てやすいようにしている（資料３－２－A)。また、学生便覧に履修に関する諸規則等を掲載するとともに（資料３－２－B)、１年在学コースの年間スケジュールや各コースの履修モデルを示して（３－２－C、D)、主体的な学習の推進を図っている。専攻科目やコースにより指導方法や授業内容が異なることから、指導教員が個別に助言や指導を行うため、論文指導計画書を共有して学習を促す取組をしている（資料３－２－E)。

さらに、社会人院生の文献検索や資料収集のために法学部図書室を夜間も開室し、多くの人が利用している（資料３－２－F)。また、院生研究室、社会人院生用研究室、専用パソコン室、院生演習室など院生が自由に使用できる部屋を用意し授業時間以外の学習に取り組めるように施設関係の整備に努めている（３－２－G)。

資料３－２－A　平成 19 年度：シラバス（例示)（出典：平成 19 年度授業計画書から抜粋）

<table>
<tr><td>授業科目</td><td>時間割コード</td><td colspan="2">開講年次等</td><td>必修・選択の別</td><td>単位数</td></tr>
<tr><td rowspan="3">租税法論</td><td rowspan="3">02150</td><td>年次</td><td>１年</td><td rowspan="3">選択</td><td rowspan="3">2</td></tr>
<tr><td>学期</td><td>前期</td></tr>
<tr><td>曜・時</td><td>木・７</td></tr>
<tr><td>担当教員</td><td colspan="5">山崎広道</td></tr>
<tr><td colspan="6">授業目標
税法の体系や意義、基本原則等のいわゆる総論部分を理解した上で以下のことについて理解を深めることを目標とする。現行の課税実務は通達行政といわれるごとく、課税庁による複雑な租税法令の適用や税務運営に統一性を確保する上で税務通達に依拠して行われている。税法の基本原則である租税法律主義と実務に大きな影響を及ぼす税務通達の関係につて、とりわけ税務通達を巡るトラブルの実践的解決という視点で検討を加える。</td></tr>
<tr><td colspan="6">授業内容
１．　授業の進め方　２．税務通達をめぐる最近の問題点
３．租税法律主義の意義、機能及び内容（1）　４．租税法律主義の意義、機能及び内容（2）
５．租税法の法源と税務通達　６．税務通達の法的性格　７．税務通達の法的拘束力
８．税法間の取扱いの差異と調整（1）　９．税法間の取扱いの差異と調整（2）
10．税務通達に反する課税処分の効力（1）　11．税務通達に反する課税処分の効力（2）
12．税務通達の運用と納税者の対応（1）　13．税務通達の運用と納税者の対応（2）
14．まとめ（1）　15．まとめ（2）</td></tr>
<tr><td colspan="6">キーワード　課税要件法定主義、課税要件明確主義、合法性の原則、税法の法源</td></tr>
<tr><td colspan="6">授業形態　演習</td></tr>
<tr><td colspan="6">テキスト　品川芳宣『租税法律主義と税務通達』ぎょうせい、平成 15 年</td></tr>
<tr><td colspan="6">参考書　金子宏『租税法（第 12 版)』弘文堂、清永敬次『税法（第 6 版)』ミネルヴァ書房のほか税法の体系書、別冊ジュリスト『租税判例百選（第 4 版)』有斐閣等。</td></tr>
<tr><td colspan="6">評価方法　出席状況、授業への参加姿勢、報告、レポート等を総合的に評価します。</td></tr>
<tr><td colspan="6">その他　オフィスアワー：木曜 6 時限
事前指導　事前に範囲を指定しますので、テキストの他に参考となる資料を読んでくるよう心掛けてください。
事後指導　問題点や疑問な点を抽出し、解決策を検討してください。</td></tr>
</table>

資料３－２－B　履修に関する必要事項
（出典：研究科規則、履修細則及び平成 19 年度学生便覧から抜粋）

熊本大学大学院法学研究科規則
（履修方法） 第 3 条　学生は、別表に定められた授業科目のうちから、30 単位以上を修得しなければならない。 ２　学生は、研究科委員会が適当と認めたときは、他の研究科との協議に基づき当該研究科の授業科目を履修することができる。･ （履修科目の届出） 第 4 条　学生は、学年又は学期の始めに履修しようとする授業科目を所定の履修届により指定の期日までに授業担当教員の承認を経て研究科長に届け出なければならない。 （単位の計算方法） 第 5 条　授業科目の単位の計算方法は、次のとおりとする。 （１）講義、演習及び特別研究については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。 （２）実習については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。
熊本大学大学院履修細則
（専攻科目） 第 3 条　学生は、入学当初に専攻科目を届け出なければならない。ただし、専攻科目は、規則別表に規定する専攻科目（共通科目を除く。以下次項において同じ。）の中から選択しなければならない。 ２　専攻科目の変更を希望する者は、専攻科目変更願を提出し、許可を受けなければならない。 （授業科目） 第 4 条　学生は、授業内容が異なる場合に限り、同一授業科目 8 単位まで履修することができる。 ２　1 年在学コースの学生は、主指導教員及び副指導教員が担当する授業科目 8 単位を履修しなければならない。
その他履修に関する特徴（平成 19 年度学生便覧 3～4 頁）
（3）学部開講科目の履修 ①　専門職コース及び社会人キャリアアップコースの学生で、学部開講科目の履修による補完的学習が有益と認められた者が履修できます。ただし、学部開講科目のうち、入門的科目（法学入門、政治学入門、経済学入門）及び演習科目（基礎演習Ⅰ、基礎演習Ⅱ、演習Ⅰ、演習Ⅱ）対象になりません。学部開講科目を履修するには、指導教員の指導を経た上で、当該科目の担当教員の許可を得なければなりません。 （5）社会人キャリアアップコース・1 年在学コースの履修方法 1 年間で修士の学位を取得するために必要な、そして効果的な学習ができるようにカリキュラムの上でいろいろな工夫を行っています。 ①　昼夜開講を前提として授業を行います。 ②　個別指導による、時間帯に縛られない柔軟なカリキュラムを用意しています。 ③　主・副の複数指導教員による集中的な指導を行います。 ④　このコースの学生のために、授業科目として特に「特別科目」が用意されます。「特別科目」は、４～６月に 2 科目、７～９月に 2 科目、週 2 コマ連続して開講されます。前者は標準コースの 1 年次科目に相当し、後者は同じく 2 年次科目に相当します。 ⑤　学位論文として「特定課題研究」を選択した場合は、「特定課題研究」をもって修士論文に替えます。1 年在学の前期では、できる限り多くの授業科目を履修し、後期では、主として、指導教員から、「修士論文」又は「特定課題研究」の作成に向けた密度の高い研究指導を受けます。

資料３－２－C　１年在学コース：年間スケジュール

（出典：平成 19 年度学生便覧から抜粋）

主なスケジュール		単位取得の方法		
前期	４月 研究計画書入学前レポートの提出	４月 ～ ６月	主指導教員による特別科目Ⅰ（2 単位） 副指導教員による特別科目Ⅱ（2 単位） ＊（特別科目Ⅰ・Ⅱ：１年在学コース学生のために開設する週 2 コマ連続の講義で、標準コースの１年次科目に当たるもの）	この間に、特別科目 8 単位を含む 22 単位以上を取得する
	９月下旬 研究中間報告 （口頭発表）	７月 ～ ９月	主指導教員による特別科Ⅲ（2 単位） 副指導教員による特別科目Ⅳ（2 単位） ＊（特別科目Ⅲ・Ⅳ：１年在学コース学生のために開設する週 2 コマ連続の講義で、標準コースの 2 年次科目に当たるもの）	
後期	11 月 12 日 学位論文題目提出期限 ２月 12 日 学位論文提出期限	修士論文又は特定課題研究の作成に向けた密度の高い研究指導を行う		
		小計　　8 単位		22 単位以上
合計　　30 単位以上				

資料３－２－D　コース別履修モデル（例示：専門職コース）

（出典：平成 19 年度学生便覧から抜粋）

公　務　員　モ　デ　ル			
学習目標	法学部で学んだ公共政策学を基礎に、政策決定過程の理論と実際についてより高度な理解を目指す。		
学習課題	以下の授業科目の履修と特別研究を通じた研究指導により、行政現場で政策形成ができる行政職の高度専門職業人としての能力を養成する。		
履修計画		授業科目	単位
	１年次	（研究計画書の提出と確定） 研究基礎指導 社会調査実習 公共政策原論 憲法論Ⅰ 地方自治法論 現代政治思想論演習 政策評価論 （タームペーパーの提出）	 2 2 2 2 2 2 2
	２年次	（学位論文題目の提出と確定） 公共社会論 現代行政論 公共経済論 インターンシップ科目 特別研究	 2 2 2 2 8
特定課題研究	自治体の政策形成における市民参加の研究 ――ゴミ焼却施設の建設をめぐる紛争事例を素材として――		
進　　路	地方公務員（県職員行政職）		

資料３－２－E　論文指導計画書（出典：大学院委員会作成資料を基に作成）
（研究指導記録用）

学生氏名	＊＊＊＊	学生番号 入学年月	＊＊＊＊ 平成 18 年 4 月 1 日
連絡先等	＊＊＊＊	休学歴等	
記入教員	＊＊＊＊		

1 年次研究指導事項	実施日	備考
研究テーマ・履修届	4 月 21 日	研究テーマ：税法における信義則の適用
研究計画の作成（春期）	5 月 31 日	修士論文の骨子作成
第 1 回　研究進捗状況報告会 （夏季休暇前）	7 月 22 日	修士論文の構想案及び資料収集状況の報告
第 2 回　研究進捗状況報告会 （秋期）	11 月 4 日	修士論文の進捗状況及び資料収集状況報告
タームペーパー提出 （研究計画の具体化）	2 月 28 日	修士論文の章立て及び各章において何を論じるか等を記載したタームペーパーの提出
2 年次研究指導事項		
修士論文構想発表会（春期）	4 月 28 日	タームペーパーに基づいた修士論文構想案の報告
第 1 回　学位論文中間報告会 （夏期休暇前）	7 月 28 日	修士論文の前半部分を報告
学位論文題目の提出（10 月 10 日） （1 年コースは 11 月 12 日）	10 月 10 日	研究題目：税法における信義則の適用とその要件 －その目的論的検証－
審査委員会組織（教務係へ回答）	10 月 31 日	副査：＊＊＊＊　＊＊＊＊
第 2 回　学位論文中間報告会 （秋期）	11 月 11 日	修士論文後半部分の報告
学位論文の提出（1 月 10 日） （1 年コースは 2 月 12 日）	1 月 10 日	修士論文提出
口頭試問・最終試験	2 月 8 日	口頭試問
審査結果報告提出期限（2 月 20 日） （1 年コースは 2 月末日）	2 月 20 日	審査結果報告
合否判定・修了判定（3 月 7 日）	3 月 7 日	研究科委員会において合否判定

資料３－２－F　法学部図書室夜間利用者数(出典:法学部予算委員会作成資料を基に作成)

夜間利用時間帯 18：00～22：00			
平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
383	135	186	331

註：平成 17 年度からは予算の関係上週 2 日間の開室とした。

資料３－２－G　院生研究室及び演習室等
（出典：大学院委員会による使用状況調査を基に作成）

院生研究室	キャレル式机 48 人分を設置し、個人の使用としている。
社会人用研究室	主に夜間の利用となる社会人用に１室を設置している。
パソコン室	共同で利用できるパソコン室にパソコンを４台設置している。
院生演習室	自主ゼミやリレフレッシュに使用できるよう１室設置している。

(２)分析項目の水準及びその判断理由

(水準)　期待される水準を上回る

(判断理由)

授業形態は、科目の性質や教員の指導法に対応して講義、講義と演習、演習という形態で開講しており、履修者が少人数である本研究科の授業形態としてバランスがとれたものになっている。学習指導方法については、判例研究や事例研究を扱う問題基盤型・課題解決型学習を取り入れており、かつ双方向的・多方向的授業を展開して、学習指導法の工夫を図っている。

学生の主体的な学習を促す取組として、組織的かつ個別的な履修指導が行われており、とりわけ指導教員が学生の履修科目について確認し、指導助言を与えることや研究計画の共有により学生の主体性が促進され、法学部図書室の夜間利用や大学院生専用の研究室を設け個人に机が配置されていること、さらに社会人専用の研究室の設置、学生専用のパソコン室や演習室の設置により学習環境の整備を推進しており、関係者の期待を上回ると判断される。

分析項目Ⅳ　学業の成果
(１)観点ごとの分析

観点　学生が身に付けた学力や資質・能力

(観点に係る状況)

本研究科は、学業の成果を測る指標として修了要件を学生便覧で示し、修士論文等の評価及び最終試験の方法、審査委員会の構成、修士論文等の評価基準などを研究科規則並びに学位細則で定め客観的で公正な判定を行うことに務めている（資料４－１－A)。単位の取得状況をみると、過去３年間で１年次 98%～99%、２年次 90%～97%と極めて高い取得率を示しており（資料４－１－B)、留年者及び休学者の数も年々減少傾向にある（資料４－１－C)。また、修了者の修業年数もほぼ通常の課程で修了しており、退学者数も減少している（資料４－１－D)。さらに、修士論文の審査は、指導教員を主査として２人の副査による３人の合議により行い、問題意識の明確性、論証課程の説得性、研究成果の独創性、表現･引用の適切性等の評価基準に基づいて、客観的で公正な審査基準により行っており、学位の取得状況も論文の内容に適した学位を授与している（資料４－１－E)。また、在学中に国際会議や国際学会で研究報告を行う学生も出てきており（資料４－１－F)、学生が身に付けた学力や資質・能力に向上がみられる。

資料４－１－A　修了要件等
（出典：平成 19 年度学生便覧、研究科規則及び学位細則から抜粋）

平成 19 年度学生便覧（2 頁～3 頁）
5　修了要件 (1)　法学研究科の修了要件は、大学院学則第 44 条に定めるとおりです。法学研究科を修了するためには、修士課程に 2 年以上（1 年在学コースは 1 年以上）在学し、所属する専攻に配置されている授業科目 20 単位以上を含めて、合計 30 単位（学位論文指導のための特別研究 8 単位を含む。）以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することが必要です。 (2)　専門職コースと社会人キャリアアップコースの学生は、指導教員の指導により学位論文として「特定課題研究」（下記 6 の（4）を参照）をもって修士論文に替えることができます。ただし、社会人キャリアアップコースのうち 1 年在学コースの学生の学位論文は、特定課題研究又は修士論文とします。 (3)　最終試験の合格者に対しては、学位論文の内容に即して、修士（法学)、修士（公共政策学）又は修士（学術）の学位が授与されます。
熊本大学大学院法学研究科規則
（修士論文等の審査及び最終試験の方法） 第 9 条　研究科委員会は、審査委員会を設け、修士論文等の審査及び最終試験を行わせるものとする。 2　審査委員会及び最終試験については、研究科委員会で定める。 3　研究科委員会は、審査委員会の報告に基づいて修士論文等及び最終試験の合否を決定する。
熊本大学大学院法学研究科学位細則
（審査委員会） 第 4 条　熊本大学学位規則第 7 条及び熊本大学大学院法学研究科規則（平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「本研究科規則」という。）第 9 条に定める審査委員会は、指導教員を含め 3 人以上で構成するものとする。 （修士論文等の評価基準） 第 4 条の 2　修士論文等の評価は、問題意識の明確性、論証課程の説得性、研究成果の独創性、表現・引用の適切性等を総合して行う。 （最終試験） 第 5 条　本研究科規則第 9 条に定める最終試験は、同規則第 3 条第 1 項に定める単位を修得し、かつ、修士論文等を提出した者について行う。 2　最終試験は、審査した修士論文等を主として、これに関連のある授業科目について口頭試問によって行う。

資料４－１－B　単位取得状況
（出典：全学保有データ及び教務企画保有データを基に作成）

	平成 16 年度			平成 17 年度			平成 18 年度			平成 19 年度		
	履修登録者数	単位取得者数	単位取得率	履修登録者数	単位取得者数	単位取得率	履修登録者数	単位取得者数	単位取得率	履修登録者数	単位取得者数	単位取得率
1 年	280	257	91%	234	229	98%	206	203	99%	121	119	98%
2 年	152	123	81%	97	94	97%	72	65	90%	49	44	90%
全体	432	380	88%	331	323	98%	278	268	96%	170	163	96%

※平成 19 年度のデータは平成 20 年 1 月現在のもの。

資料４－１－C　留年・休学の状況

区分		平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度	
留年者	留年率	14	15%	19	25%	11	16%	6	12%
休学者	休学率	8	11%	6	9%	6	12%	3	7%

（出典：全学保有データ及び教務企画保有データを基に作成）
註：留年者数は前年度実績、休学者数は 5 月 1 日現在

資料４－１－D 修了者の修業年数別人数（人）
（出典：全学保有データ及び教務企画保有データを基に作成）

修業年数	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
1 年	0	2	1	2
2 年	18	21	18	16
3 年	5	6	3	4
4 年	2	4	2	0
5 年	0	0	0	0
6 年	0	0	0	0
7 年以上	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
計	25	33	24	22

（退学者数）

年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
退学者数	3	6	2	2

資料４－１－E　学位授与状況(出典:全学保有データ及び教務企画保有データを基に作成)

学位の名称	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
修士（法学）	15	20	17	16
修士(公共政策学)	10	13	7	5
修士（学術）	－	－	－	1
計	25	33	24	22

資料４－１－F　大学院生の国際会議及び国際学会での報告
（出典：報告者提出資料を基に作成）

熊本大学韓国フォーラム 2006：2006 年 9 月 27 日（韓国大田市・儒城ホテル） ＜報告者＞石田聖　テーマ：History of Initiatives for Cultural Politics in Japan －Paradigm shift from after the world war Ⅱ until the present time －
米国南西部政治学会(The Southwestern Social Science Association)：2007 年 3 月 14～17 日 （米国ニューメキシコ州　アルバカーキ市） ＜報告者＞石田聖　テーマ：Research on the History of Initiatives for Japanese Cultural Administration Policy　－ Transition from Central to Local Government －

観点　学業の成果に関する学生の評価

(観点に係る状況)

入学志願書に記載された志望理由及び面接試験の回答において、大学院進学者が身に付けたいと考えている学力や資質・能力の主なものは、学部からの進学者では「幅広い知識の修得と高度な専門的知識の修得」「理論的分析能力と深く探究する能力」などであり、社会人では「実務上の問題に関する理論的解決能力」「幅広い知識の修得と理論的解決能力を活かした社会貢献」などである（資料４－２－A)。

また、大学院修了者に対する聞き取り調査や大学院生活で身に付いたことに関する小レポートによれば、「法的又は政策的な論理思考方法が身に付き、社会的視野の拡大・深化が図られた」「修士論文作成過程において、論理的思考方法・思考態度が身に付いた」「幅広い知識と論理的思考力が身に付いた」などとするものが多くなっている(資料４－２－B)。さらに、社会人の修了生を対象に毎年開催しているホームカミングディにおける意見交換においても（資料４－２－C)、同様の評価を得ていることから、学業の成果に関する学生の評価は高いと判断される。

資料４－２－A　入学に際して修得を望む能力等
（出典：入学志願書に記載された志望理由を基に作成）

学部からの進学者
○　基礎的な知識を基盤として高度な専門的知識の修得能力。
○　広い視野で物事を見る能力。
○　幅広い知識の修得と物事を深く追究し考え抜く力の修得。
○　法律の規定内容を理論的分析し、その適用基準及び運用法を解明する能力。
○　法学の領域における学問的理解を深め、法の精神を理解する能力。
○　法律の分野について幅広く理解し、専攻科目について深く探究する能力。
○　関係諸法律の幅広い知識の習得と理論的に裏付ける能力。
○　多角的に学び、理解能力の向上と幅広い知識の修得及び研究テーマに関する深い研究能力。
社会人
○　実務上の問題点及び疑問点に対する理論的解決能力。
○　専攻科目についての深い理解と関係諸法律の幅広い知識の修得及びそれを実務等に活かした社会貢献。
○　法律学についての幅広い知識の習得と、問題及び課題に対する理論的な解決能力。
○　幅広い専門知識の修得と、新たな制度設計能力。
○　関係学問領域における幅広い知識の修得と体系立てた理論の構築能力。
○　高度でかつアカデミックな実用性のあるリーガルマインドの修得。
○　法的認識・分析・解釈方法の修得とそれを活かした社会貢献。
○　制度の改正に伴う新たな法的知識の習得。

資料４－２－B　学業の成果に関する評価

（出典：修了時の小レポート及び聞取調査を基に作成）

学部からの進学者
○　法的または政策的な論理思考方法が身に付き、社会的視野の拡大・深化が図られた。 ○　修士論文作成過程において、論理的思考方法・思考態度が身に付いた。 ○　資料を読んで理解することは前提であって、それをどのように捉えるのか、どのように考えるのか、問題点を抽出していく課程の思考方法が身に付いた。 ○　問題の本質は何なのかと考える発想が身に付いた。 ○　物事に対して人それぞれの見方、考え方があり、そこには全て根拠となる部分があることが理解できた。 ○　様々な視点や思考方法を知ることにより、それが自分の思考の枠組みを拡大させ、かつ変化させる手段であり、そこに喜びを感じた。 ○　専攻分野以外の科目を履修することにより幅広い知識が身に付き、かつ問題点を深く掘り下げる考え方が身に付いた。 ○　視野を広げることと論理的思考力を養うことを目的に入学し、授業及び修士論文の作成過程において、これらのことが実践的に身に付いた。 ○　授業及び修士論文の作成において、自ら学び、課題に取り組む姿勢が身に付いた。 ○　法律系の資格やパソコンに関する資格を取得することができた。
社会人
○　法的または政策的な論理思考方法が身に付き、社会的視野の拡大・深化が図られた。 ○　修士論文作成過程において、論理的思考方法・思考態度が身に付いた。 ○　学問のもつ引き寄せる力（知的好奇心）を再確認した。 ○　日常の実務において身に付けた手法とは別に、問題や課題に対応するためには根底から再構築していかなければならないという思考方法が身に付いた。 ○　職務との関係で特定の分野について学ぼうと思ったが、他の研究分野の授業を受講して幅広い知識が身に付いた。 ○　実務経験を活かした学習により、物事の本質を見極めるという点で新たな気づきや発見があった。 ○　法学部図書室の夜間利用や院生研究室のパソコン利用によって、報告準備のための資料収集や修士論文作成のための資料収集ができ、職務上のキャリアアップ及び自己のリフレッシュという点で、有意義で貴重な成果があった。
留学生
○　言葉や文化だけでなく、国際的な感覚が身に付き、さらに視野を広げることができた。 ○　少人数の授業における報告及び討論を通して、真剣な雰囲気で学習することができ、また積極的な交流ができたことによって、日中間の架け橋になりたい。 ○　多くの知識を得ることができ、また多くの交流や出会いにより得た貴重な経験をもとに、将来のビジネスにこの体験、経験、知識、情報及び人脈を活用していきたい。

資料４－２－C　ホームカミングデーの開催状況

（出典：大学院委員会保有データを基に作成）

開催年月日及び時間	場所	参加人数：（　）は内数
平成 17 年 11 月 25 日 19：30～	くすのき会館	48 人（教員 13 人）
平成 18 年 12 月 1 日　19：30～	くすのき会館	35 人（教員 11 人）
平成 19 年 9 月 28 日　18：30～	くすのき会館	28 人（教員 9 人）

(２)分析項目の水準及びその判断理由

(水準)　期待される水準を上回る

(判断理由)

学生が身に付けた学力や資質･能力については､90%を超える高い単位取得状況にあり、留年者や休学者については、経済的事情や職務上の都合によるものであり、また、修業年数についてもほぼ所定の年数で修了している｡修了要件や審査基準及びその手続きなども、学生便覧や諸規則で定め、当該基準を満たした者のみを修了者とし、学位を授与していることから、本件研究科が養成しようとする人材像に照らして教育の成果や効果は、関係者の期待を大きく上回ると判断される。

また、学業の成果に関する学生の評価については、入学に際して身に付けたいと考えている能力等が、幅広い知識の修得、高度な専門的知識の修得、広い視野、深い研究能力、問題や課題に対する理論的解決能力であるのに対して、ほぼそれらに対応した学業の成果を認める見解が多いことやホームカミングデーでの意見交換の内容からも、関係者の期待を上回るものと判断される。

分析項目Ⅴ　進路・就職の状況
(１)観点ごとの分析

観点　卒業(修了)後の進路の状況

(観点に係る状況)

本研究科は、高度専門職業人の養成、社会人のキャリアアップ教育及び博士後期課程進学希望者への指導を積極的に行うことを目標として教育研究指導に取り組んでおり、進路指導については、大学委員会と法学部進路支援委員会が連携協力して行うとともに、各指導教員が学生に対して綿密な助言及び指導を行っている。その結果、本研究科修了生の進路状況は、３コースで編成された教育課程に適合したものとなっている。就職希望者については毎年約 100%という高い就職率を維持しており、熊本県を中心とした九州域内での就職が多くなっている（資料５－１－A)。主な進路先も民間企業、公的機関及び大学院博士後期課程となっている（資料５－１－B)。これらのことから本研究科修了生の進路状況は、高い水準を維持していると判断される。

資料５－１－A　進路状況（出典：全学保有データを基に作成）

		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
A	修了者数	25	33	24	22
B	就職希望者	16	23	17	17
C	就職者	16	23	17	16
D	就職率	100%	100%	100%	94.1%
E	進学者	3	2	1	2
F	公務員採用試験準備者	0	0	3	1
G	教員採用試験準備者	0	0	0	0
H	就職活動継続者	0	0	0	1
I	専門学校･研究生等入学者	0	0	0	0
J	その他	5	2	2	1
K	不明	1	6	1	1
Cの産業別分類	農･林･漁業･鉱業･建設業	0	1	0	0
	製造業	0	1	3	2
	電気･ガス･熱供給･水道業	0	0	0	1
	運輸通信業	0	1	1	4
	卸･小売業	0	1	0	0
	金融･保険業	3	3	1	1
	不動産･飲食･宿泊業	0	0	0	0
	医療･福祉	6	2	2	0
	教育･学習支援業	2	0	0	1
	サービス業	-	-	1	3
	公務	5	1	3	3
	その他	0	13	6	1
Cの地区別分類	県内	9	13	4	7
	九州	5	4	4	4
	関西	0	0	1	1
	東海	1	0	0	0
	関東	0	5	2	2
	その他	1	1	6	2

D　「就職率」=C「就職者」÷B「就職希望者」

B　「就職希望者」=C「就職者」+G「教員採用試験準備者」+H「就職活動継続者」(平成 12 年度～)

J　「その他」は、資格試験準備者、進学準備者、家事手伝い及び就職の意思のない者等。自営業についた者は「就職者」とみなす。(平成 18 年度～)

資料５－１－B　主な進路先（出典：法学部進路支援委員会保有データを基に作成）

民　間	肥後銀行、九州労働金庫、NOVA、あいおい損害保険（株)、熊本県信用保証協会、戸大建設工業（株)、籾山製作所、ウェザー・ニューズ（株)、北京トヨタ、近代経営研究所、西日本リビング新聞、西日本シティ銀行、済生会病院、文化シヤッター（株)、出光興産（株)、第一樹脂工業（株)、山内法律事務所、九州電力、熊本日々新聞社、大分合同新聞社、富士通コミュニケーションサービス、和歌山中央計算センター、第一生命保険、やじま
公務員	熊本市役所、県立高校教諭、福岡法務局、国税専門官、法務教官、裁判所事務官、福岡県警、大分市役所
進　学	熊本大学大学院社会文化科学研究科、北海道大学大学院法学研究科、北九州大学大学院社会システム研究科

観点　関係者からの評価

(観点に係る状況)

修了生や就職先等の関係者に対するアンケート調査、教育の成果に関する調査は、全学的な取組として学務部教務課、キャリア支援課、総務部総務課などの分掌によって実施している。また、本研究科では、大学院委員会が中心となって社会人修了者を対象としたホームカミングデーを開催するとともに、インターンシップ派遣先での聴き取り調査、修了時におけるアンケート調査や大学院生活に関する小レポートなどによって、教育の成果について把握する取組を行っている（資料５－２－A)。

全学的な取組としての調査結果によれば、学習環境全体の満足度、本学に対する評価・満足度、授業科目の開設状況、修士論文等の指導、研究室での人間関係、施設や図書等の勉学環境、国際交流、教職員の熱意・応対態度等は、「大いに満足である」又は「満足である」との回答がいずれも 76.9%～92.3%と高い数値であり（資料５－２－B～J)、インターンシップ派遣先の評価も高くまた修了生の満足度も高いと判断される（資料５－２－K、L)。

資料５－２－A　関係者からの評価等、「教育の成果の評価」に関する取組（調査）
（出典：全学保有データ及び本研究科の活動状況を基に作成）

取組		担当部署	特徴
全学	学部卒業者へのアンケート調査	学務部教務課	５年ごとに実施し、分析結果を全学の教育委員会及び学部の教務学生委員会に報告している。
	就職先へのアンケート調査		
	OB・OGメッセージによる調査	キャリア支援課	OB・OGメッセージはホームページに蓄積・更新している。熊本大学就職講座は平成１９年度に１３回開催、インターンシップ報告会、キャリアデザインセミナー、企業等学内説明会及び熊大ワークデザイン講座には、OB・OG及びゲスト企業が多数参加している。
	熊本大学就職講座での面接調査		
	インターンシップ報告会での調査		
	企業等学内説明会での面接調査		
	キャリアデザインセミナーでの調査		
	熊大ワークデザイン講座での調査		
	ホームカミングデーでの意見聴取	総務部総務課	毎年、開学記念日に実施している。
	熊本大学フォーラムでの意見聴取	国際課	毎年１回、東京、関西、上海、韓国、熊本
	環黄海学長フォーラムでの意見聴取		毎年１回、平成１９年度は熊本

研究科	ホームカミングデーでの意見聴取	大学院委員会及び出席教員	大学院委員会と法学部進路支援委員会及び教務学生委員会等が協力して、関係者からの評価を調査している。調査結果については、研究科委員会において随時報告され、教育の改善・向上等に役立てられている。
	リクルーターへの面接調査	学部進路支援委員会	
	研究室訪問者に対する意見聴取	全教員	
	各地の同窓会での意見聴取	出席教員	
	学会・研究会での意見聴取		
	インターンシップ派遣先での調査	学部教務学生委員会	
	関係者へのアンケート調査	大学院委員会	

資料５－２－B　授業・学習支援・生活支援を含む本学の学習環境全体の満足度

（出典：全学保有データを基に作成）

大いに満足である	満足である	不満足である	大いに不満である	無回答	合計
7.7%	84.6%	7.7%	0%	0%	100%

資料５－２－C　本学に対する評価・満足度（出典：全学保有データを基に作成）

大いに満足である	満足である	不満足である	大いに不満である	無回答	合計
15.4%	69.2%	15.4%	0%	0%	100%

資料５－２－D　授業科目の開設状況（出典：全学保有データを基に作成）

大いに満足である	満足である	不満足である	大いに不満である	無回答	合計
7.7%	76.9%	15.4%	0%	0%	100%

資料５－２－E　修士論文等の指導（出典：全学保有データを基に作成）

大いに満足である	満足である	不満足である	大いに不満である	無回答	合計
38.5%	38.4%	23.1%	0%	0%	100%

資料５－２－F　国内外で活躍できる人材の育成（出典：全学保有データを基に作成）

大いに満足である	満足である	不満足である	大いに不満である	無回答	合計
0%	61.5%	23.1%	0%	15.4%	100%

資料５－２－G　研究室での人間関係（出典：全学保有データを基に作成）

大いに満足である	満足である	不満足である	大いに不満である	無回答	合計
30.8%	61.5%	0%	7.7%	0%	100%

資料５－２－H　施設や図書等の勉学環境（出典：全学保有データを基に作成）

大いに満足である	満足である	不満足である	大いに不満である	無回答	合計
7.7%	69.2%	23.1%	0%	0%	100%

資料５－２－Ｉ　国際交流（出典：全学保有データを基に作成）

大いに満足である	満足である	不満足である	大いに不満である	無回答	合計
0%	92.3%	0%	0%	7.7%	100%

資料５－２－Ｊ　教職員の熱意・応対態度等（出典：全学保有データを基に作成）

大いに満足である	満足である	不満足である	大いに不満である	無回答	合計
30.8%	53.8%	15.4%	0%	0%	100%

資料５－２－Ｋ　インターンシップ派遣先の評価（出典：教務企画保有データを基に作成）

評　価	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
特に優れている	4 人	3 人	1 人	4 人
優れている	2 人	2 人	0 人	0 人
普　通	0 人	0 人	0 人	1 人
計	6 人	5 人	1 人	5 人

資料５－２－Ｌ　修了生の評価（出典：修了時の小レポートを基に作成）

修了生（学部からの進学者及び社会人）
○　学部時代の演習における報告とは比較にならない広くかつ深い調査が必要であり、その報告のための準備や資料収集の体験が有意義であり、今後の仕事に必ず役立つと思う。 ○　授業内容及び論文指導に関しては、リーガルマインドを身に付けることができ、学問のおもしろさに始めて触れることができた。 ○　夜間科目のみの履修によって十分に修了要件を満たすことができ、また法学部図書室の夜間利用や院生専用のパソコンを活用することによりデータベースにアクセスすることができ、平日の昼間に通学することなく修了できた。 ○　実務に携わる上で、問題や課題の発見、それらに関する資料収集と分析、原因探求手法、修士論文作成過程における解決策の提示等は職務上極めて有意義である。 ○　学部からの進学者と社会人院生という世代間の交流が日常的に行われ、授業の準備や修士論文作成過程において有意義な議論ができた。 ○　大学院での研究及び指導により、具体的な課題に対する解決策について論理的思考方法を用いることの重要性を体験し、それが身に付いた。

(２)分析項目の水準及びその判断理由

(水準)　期待される水準を上回る

(判断理由)

本研究科修了生の進路状況は、専門職コース、研究者コース及び社会人キャリアアップコース３コースで編成された教育課程に適合したものとなっており、就職希望者については毎年約 100%という高い就職率を維持している。就職先は、熊本県を中心とした九州域内が多くなっており、主な進路先も民間企業、公的機関及び大学院博士後期課程となっている。このように本研究科修了生の進路状況は、高い水準を維持していると判断される。

関係者からの評価等、「教育の成果の評価」に関する取組としては、全学的な取組と研究科独自の取組が行われており、特に修了生からの評価では、調査項目の全てにおいて「大いに満足している」「満足している」との回答が 76.9%～92.3%と高い数値であり、また、本研究科における教育研究指導についても有意義であったとするものが多く、関係者の期待を上回ると判断される。

Ⅲ　質の向上度の判断

本研究科は、平成 16 年度の法科大学院の設置により 16 人の専任教員が法科大学院に移籍したことに伴って、これまでの「法学」「公共政策」２専攻から「法学公共政策学」１専攻とし、法と政策に関する教育を高度化し、幅広い知識及び高い理念をもって現代社会に生起する法的政策的諸課題を解決しうる専門的能力を有する人材の育成を目指してきたが、本研究科の教育目的や特徴に照らして、水準の向上があったと判断する取組は以下のとおりである。

①事例１「教育課程の再編と新たな実施体制」（分析項目Ⅰ）

(質の向上があったと判断する取組)

本研究科は、平成 16 年度の法科大学院の設置に伴い、それまでの法学専攻・公共政策専攻の２専攻から法学公共政策学専攻の１専攻となり、その中に「専門職コース」「研究者コース」「社会人キャリアアッププコース」という３コースの教育課程を編成し、主に専任教員及び学内兼担教員による教育の実施体制をとり、法学教育及び公共政策学教育を行ってきたが、本研究科を取り巻く情勢の変化に対応するため、文学研究科及び社会文化科学研究科後期博士課程と連携協力して、平成 20 年度に大学院社会文化科学研究博士前期課程として全面的な改組を行った。この改組により、旧法学研究科に関係する専攻は、「公共政策学専攻（公共政策専門職コース・政策研究コース)」、「法学専攻（法律系専門職コース・法学研究コース)」及び融合領域として「現代社会人間学専攻（紛争交渉解決・組織経営専門職コース・東アジア・ビジネス・コミュニケーション専門職コース)」に再編され、社会のニーズに対応した柔軟な教育プログラムを提供する体制が構築されたことから、本研究科の教育の実施体制は大きく改善、向上している。

②事例２「社会人入学者への多様な対応」（分析項目Ⅱ）

(質の向上があったと判断する取組)

本研究科は、他に先駆けて平成 13 年度から社会人に対する「1 年在学コース」を設け短期間で修士の学位取得を目指す社会人の要請に応えてきており、入学者も一定の数を確保している。また、勤務を続けながら大学院で学びたいと望む社会人に対して、昼夜開講制を採用し、夜間開講科目数も 1 年間で 21 科目から 29 科目開講されており、就業に支障を来さずに受講でき修了要件単位の取得ができるように配慮してきている。さらに、本研究科への入学生は、法学部卒業生のみでなく他学部出身者及び社会人等もいることから、体系的学問である法律学を学ぶ上で必要な法的基礎知識を修得するため、学部開講科目 3 科目 6 単位までの履修を認め、補完的学習の成果を上げている。これらのことから学生や社会からの要請への対応については高い水準を維持し、質の向上が図られている。

③事例３「綿密な指導と自主学習への配慮」（分析項目Ⅲ）

(質の向上があったと判断する取組)

本研究科の入学生は、法学部卒業生のほかに他学部卒業生や社会人など種々の経歴を持つものが多いことから、組織的な履修指導に加えて個別的な履修指導を行い、学生が主体的に学習に取り組めるような道筋を示す指導体制をとっている。また、各コースの履修モデルを示し、履修に際しての参考に供している。これらのことにより、学生が専攻科目以外の科目についても授業に対する準備の方法、資料収集の方法、調査の方法等、学習に際して必要な手法を身に付けることができる。また、図書室の夜間利用、院生研究室の整備（キャレル式机の個人使用)、社会人専用研究室、院生専用パソコン室、院生専用演習室など施設の利用にも便宜を図り、主体的に学習ができる環境作りにも努めている。これらのことから、主体的な学習を促す取組として高い水準を維持し、質の向上が図られている。

④事例４「到達すべき水準を目指した教育研究指導による評価の向上」（分析項目Ⅳ）
（質の向上があったと判断する取組）
修了要件を学生便覧で明示し、また、修士論文等の審査及び最終試験の方法、審査委員会の構成、修士論文等の評価基準及び最終試験に関する項目について諸規則で定め、各授業における指導や修士論文作成過程における指導によって学生が到達すべき水準を明らかにしている。このような到達水準を教員と学生が共有し、教育研究に取り組んできたことにより、修了生の評価は、「法的または政策的な論理思考方法が身に付いた」「修士論文作成過程において、論理的思考方法・思考態度が身に付いた」「問題の本質は何なのかと考える発想が身に付いた」「専攻分野以外の科目を履修することで幅広い知識が得られ、かつ問題点を深く掘り下げる考え方が身に付いた」「実務において身に付けた手法とは別に、問題や課題に対応するためには根底から再構築して解決を図らねばならないという思考方法が身に付いた」「実務経験を活かした学習により、物事の本質を見極めるという点で新たな気づきや発見があった」などという意見が多く、さらに修士論文も法学系及び公共政策系ともに基礎的研究から先端的研究まで幅広く扱っており、またその内容もテーマについて深く掘り下げたものとなっていることから、学業の成果として高い水準を維持し、質の向上が図られている。